

軽米町総合教育会議設置要綱

(設置目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が連携して町の教育行政に取り組むため、軽米町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害される恐れがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局を軽米町教育委員会事務局に置く。

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。